

**名古屋市北名古屋工場（仮称）
整備運営事業**

基本協定書（案）

平成27年__月____日

名 古 屋 市

**名古屋市北名古屋工場(仮称)整備運営事業
基本協定書(案)**

名古屋市北名古屋工場(仮称)整備運営事業(以下「本事業」という。)に関して、名古屋市(以下「甲」という。)と、_____ (以下「代表企業」という。)を代表企業とするグループを構成する各社(以下「構成企業」といい、各構成企業を総称して「乙」という。)は、以下のとおり合意し本基本協定(以下「この協定」という。)を締結する。

目 次

第1条(目的)	5
第2条(当事者の義務)	5
第3条(特別目的会社の設立)	5
第4条(株式の譲渡等)	6
第5条(事業の概要)	6
第6条(事業契約等)	8
第7条(準備行為)	8
第8条(事業契約等の不調)	8
第9条(有効期間)	8
第10条(この協定の解除)	9
第11条(秘密保持等)	9
第12条(管轄裁判所)	10
第13条(誠実協議)	10
第14条(補則)	10

用語の定義 この協定において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次のとおりとする。

- (1)「入札説明書等」とは、入札公告の際に市が公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書(案)、基本契約書(案)、事業契約書(案)、資源化処理委託契約書(案)、運送委託契約書(案)、様式集、図面等をいい、これら資料に対する質問及びこれに対する市の回答を示した書面の全て並びに平成26年3月に北名古屋市が公表した環境影響評価書をいう。
- (2)「要求水準書」とは、入札説明書の附属資料の一部として公表した「名古屋市北名古屋工場(仮称)整備運営事業 要求水準書」(その後の修正及びこれに関する質問に対する市の回答を含む。)であり、本事業の業務実施について、市が要求する水準を示す書類及び図書をいう。
- (3)「事業提案書」とは、入札参加者が入札説明書等に基づき作成し期限内に提出した書類・図書、市からの質問に対する回答及び事業契約の本契約締結までに提出したその他一切の提案をいう。
- (4)「落札者」とは、入札参加者のうち、選定審議会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約等の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
- (5)「民間事業者」とは、落札者をPFI法に基づく選定事業者とし、市と事業契約等を締結して本事業を実施する特定の者をいい、構成企業(構成員及び協力企業)によって構成される集合体をいう。
- (6)「特別目的会社」とは、本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいう。SPC(Special Purpose Company)ともいう。
- (7)「構成員」とは、SPCに出資を行い、かつSPCから業務を受託もしくは請け負うこと又は、本事業が円滑に実施できるようにSPCの支援を行うことを予定している者をいう。
- (8)「協力企業」とは、民間事業者を構成する構成企業の中の構成員以外の者で、事業開始後、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者(狭義の「協力企業」)及び資源化受託企業を総称していう。
- (9)「本施設」とは、本事業において、SPCが整備する施設及び設備の全てをいい、PFI法に規定される公共施設等として位置づけるものとする。
- (10)「事業用地」とは、本事業を実施するために必要な用地全てをいう。
- (11)「有価物」とは、事業用地内で、破碎・選別して抽出した金属類や溶融処理した結果生成された溶融スラグ等、資源化を目的にそれ以上処理を加えなくても市場に有価(有償)で処分(販売)できる物を総称していう。
- (12)「資源化対象物」とは、破碎及びごみ処理プロセス(焼却・溶融等)から発生する焼却灰・焼却飛灰・溶融飛灰等、資源化処理の対象となる各種残渣を総称していう。
- (13)「資源化処理(業務)」とは、事業用地外の各種資源化企業に委託し、焼却灰・焼却飛灰・溶融飛灰等の資源化に関する業務をいう。
- (14)「[資源化処理/運送]業務」とは、資源化処理業務及び事業用地外の各種資源化企業へ資源化対象物を運送する業務を総称していい、いずれもSPCが業務管理を行う。
- (15)「資源化物」とは、資源化対象物を資源化処理することによって生成される、市場に有価(有償)で処分(販売)できる物を総称していう。
- (16)「資源化企業」とは、民間事業者の構成企業であり、事業用地の外部にて資源化処理業務を受託する協力企業を総称していう。

- (17)「運送企業」とは、民間事業者の構成企業であり、資源化企業へ資源化対象物を運送する協力企業を総称している。
- (18)「資源化受託企業」とは、「資源化企業」及び「運送企業」を総称している。
- (19)「事業契約」とは、本施設の設計・建設及び運営・維持管理に関する業務並びにそれらに付随する業務に関して、市とSPCとで締結する契約をいう。
- (20)「[資源化処理／運送]委託契約」とは、事業用地外における[資源化処理／運送]業務に関して、市と資源化受託企業とで締結する契約をいう。
- (21)「事業契約等」とは、「基本契約」、「事業契約」及び[資源化処理／運送]委託契約を総称している。

(目的)

第1条 この協定は、本事業に関してこの協定に基づく契約締結に向けての甲及び乙双方の義務、本事業の全般に亘る事項及び本事業における当事者間の役割分担に係る基本的了解事項を定めることを目的とする。

- 2 甲は、自らが平成27年7月8日に公表した「名古屋市北名古屋工場(仮称)整備運営事業 入札説明書」(以下「入札説明書」という。)に基づき、乙が落札者として決定されたことを確認する。その上で、本施設の設計・建設及び運営・維持管理に関する業務並びにそれらに付随する業務に関して、甲は、乙の内の構成員が設立する本事業の遂行予定者(以下「SPC」という。)と事業契約を締結する。また甲は、資源化受託企業と[資源化処理／運送]委託契約を締結する。前項に定める甲及び乙双方の義務は、これら事業契約等の締結に向けての義務を指す。
- 3 乙は、法令のほか、この協定、事業契約等、入札説明書等及び事業提案書に従って本事業を遂行するものとし、それら各書類の間に齟齬がある場合、この協定、事業契約等、入札説明書等、事業提案書、の順にその解釈が優先するものとする。また、それら各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものを優先するものとするが、甲及び乙は、協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定することができる。ただし、事業提案書が要求水準書に示された水準より厳格な、又は望ましい水準を規定している場合は、事業提案書が要求水準書に優先するものとする。

(当事者の義務)

- 第2条 甲及び乙は、事業契約及び[資源化処理／運送]委託契約締結の協議においては、それぞれ誠実に対応するものとし、事業契約書(案)及び[資源化処理／運送]委託契約書(案)を基本とした契約を可及的速やかに締結するよう最大限の努力をしなければならない。また、その締結後、乙は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重しなければならない。
- 2 乙は、事業契約等の締結のための協議において、本事業の入札手続における甲及び名古屋市一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定審議会(以下「選定審議会」という。)の要望事項又は指摘事項を尊重しなければならない。
 - 3 乙は、入札説明書等及び事業提案書を遵守し、入札説明書等と事業提案書の間に齟齬があると甲が判断した場合は、入札説明書等の内容が優先する。

(特別目的会社の設立)

- 第3条 乙の内の構成員は、この協定締結後速やかに、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社としてSPCを北名古屋市に設立し、その登記事項証明書(全部事項証明書の内の現在事項証明書)及び現行定款の原本証明付写しを甲に提出しなければならない。当該構成員は、SPCの本店所在地が変更される場合、代表企業をして、甲に対し事前に書面で通知させるものとする。ただし、当該構成員は、SPCの本店所在地を北名古屋市外に移転させないものとし、かかる本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成してはならない。
- 2 SPCの設立に当たり、当該構成員はいずれも必ず出資するものとし、かつ、「本事業のプラントの設

計・建設を行う者」及び「本事業の運営を行う者」を担当する構成員は、本事業の終了に至るまで、そのSPCにおける議決権保有割合の合計がSPCの議決権総数の50パーセントを超過するように維持するものとし、代表企業は、SPCの唯一最大の出資者になるものとする。

- 3 SPCの株式は譲渡制限株式の1種類とし、当該構成員は、SPCの定款に会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定し、これを甲の事前の書面による承諾なくして削除又は変更してはならない。
- 4 本事業の終了に至るまで、当該構成員は、当該構成員以外の第三者に対し、その所有するSPCの株式の譲渡又はSPCによる新株若しくは新株予約権の発行その他の方法によりSPCへの資本参加を認めてはならないものとし、これを甲の事前の書面による承諾なくして変更してはならない。
- 5 乙は、代表企業をして、SPCの代表取締役、取締役及び監査役等の選任後速やかにこれを甲に報告させるものとする。かかる選任の後に、代表取締役、取締役又は監査役等が改選された場合についても、乙は、代表企業をして速やかに甲に登記事項証明書(全部事項証明書の内の履歴事項証明書)を提出しなければならない。
- 6 設立が予定されているSPCは、乙を構成する資源化受託企業を含む構成企業全てを管理監督し指導するものとし、事業遂行上の甲の意向を乙全体に周知徹底させることとする。

(株式の譲渡等)

- 第4条 乙の内の構成員は、本事業の終了に至るまで、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、その保有するSPCの株式を他の当事者及び第三者に譲渡し、担保権を設定し、又はその他の処分をしてはならない。
- 2 乙の構成員は、前項の甲の書面による事前の承諾を得てSPCに担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをすみやかに甲に提出するものとする。

(事業の概要)

- 第5条 乙は、入札説明書等及び事業提案書に基づき、設立が予定されているSPCをして、次条第1項の定めるところに従い、甲との間で事業契約を締結せしめ、その定めるところに従い、甲から本施設の設計業務、建設業務及び運営・維持管理業務を一括して請け負わせた上で、本施設の建設業務を____(以下「建設企業」という。)に請け負わせ、設計業務を____(以下「設計企業」という。)に、運営・維持管理業務を____(以下「運営・維持管理企業」という。)にそれぞれ委託させるものとする。
- 2 資源化受託企業は、次条第1項の定めるところに従い、甲との間で[資源化処理／運送]委託契約を締結の上、その定めるところに従い、甲から入札説明書等及び民間事業者の提案に基づく[資源化処理／運送]業務を受託するものとする。
 - 3 [資源化処理／運送]業務に対する対価は、甲からSPCに支払われる運営委託料に含めて支払われるが、SPCから資源化受託企業への支払方法については、別途両方で協議の上決定することとする。なお、[資源化処理／運送]業務を行う処理単価は民間事業者の提案に基づき決定するものとするが、その支払金額は可燃ごみ等の変動費相当分の算定に準じて算定する。
 - 4 乙は、事業契約の成立後速やかに、本条第1項の定めるところに従って請負又は業務委託を受けた各当事者とSPCとの間で、それぞれ請負契約、業務委託契約又はこれらに代わる覚書等を締結させるものとし、締結後速やかに、その契約書等の写しを甲に提出しなければならない。

- 5 本条第1項及び第2項の定めるところに従って請負又は業務委託を受けた各当事者は、次の各号の定めるところに従い、本事業の円滑な遂行を実現するべく、それぞれ委託を受け、又は請け負った各業務を誠実に遂行しなければならない。
- (1) 各業務の概要は、要求水準書等及び事業提案書に定めるとおりとする。ただし、事業提案書の業務水準が要求水準書において求められた業務水準を上回る場合には、事業提案書に従うものとする。
- (2) 乙は、資源化受託企業に〔資源化処理／運送〕委託契約に従った〔資源化処理／運送〕業務を遂行せしめることができるよう、甲に対して資源化に必要な性状及び分量の資源化対象物を運営・維持管理業務の遂行過程において生成することを確約し、運営・維持管理期間に亘って資源化対象物の性状及び分量が事業提案書の水準に達することを連帯して保証する。ただし、本施設に搬入される各種ごみの性状及び分量が、要求水準書における水準に達していないことのみに起因することが明らかな場合は、この限りでない。
- (3) 乙は、資源化対象物の性状及び分量が事業提案書の水準に達していないこと、またはその他何らかの理由により資源化受託企業が〔資源化処理／運送〕業務を〔資源化処理／運送〕委託契約に従って遂行することができないこと又はその蓋然性が高いと認められる場合に甲の請求があるときは、当該資源化受託企業に代り〔資源化処理／運送〕業務を〔資源化処理／運送〕委託契約に従って遂行することができる代替企業（以下「〔資源化受託〕代替企業」という。）を探索するものとする。資源化受託企業が締結した〔資源化処理／運送〕委託契約が解除またはその他の理由により終了するに当たり、乙は、〔資源化受託〕代替企業をして甲との間で新たな〔資源化処理／運送〕委託契約を締結せしめ、その定めに従い、〔資源化処理／運送〕業務を遂行せしめるものとする。
- (4) 前号の定めに従ってなされる資源化受託企業から〔資源化受託〕代替企業への引き継ぎは、本施設の運営に中断がないよう確実に行われなければならないものとする。〔資源化受託〕代替企業の探索、受入準備またはその他やむを得ない事由により必要とされる場合には、乙は、本施設の運営に支障がないよう暫定的に〔資源化処理／運送〕業務を遂行する企業（以下「〔資源化受託〕つなぎ企業」という。）を探索するものとし、資源化受託企業が締結した〔資源化処理／運送〕委託契約が解除またはその他の理由により終了するに当たり、乙は、〔資源化受託〕つなぎ企業をして甲との間で新たな〔資源化処理／運送〕委託契約を締結せしめ、その定めに従い、甲が〔資源化受託〕代替企業をして〔資源化処理／運送〕業務を遂行せしめることが可能となるまで当該業務を遂行せしめるものとする。
- (5) 前二号の定めに従って、甲が〔資源化受託〕代替企業又は〔資源化受託〕つなぎ企業との間で新たな〔資源化処理／運送〕委託契約を締結するに当たり、資源化受託企業、〔資源化受託〕代替企業、〔資源化受託〕つなぎ企業その他の民間事業者間の調整は、業務の引き継ぎを含め、すべて乙が自己の費用と責任で行い、甲に追加の財政支出が生じさせないよう努めるものとする。追加の財政支出が生じた場合には、当該財政支出に相当する金額を連帯して補償するものとする。ただし、〔資源化受託〕代替企業又は〔資源化受託〕つなぎ企業との新たな〔資源化処理／運送〕委託契約を必要としたことが、本施設に搬入される各種ごみの性状及び分量の要求水準未達のみに起因することが明らかな場合は、この限りでない。

(事業契約等)

第6条 甲及び乙は、この協定締結後、名古屋市議会への事業契約に係る議案提出日までに、別途手続きにより、SPCにこの協定の当事者としてこの協定を遵守することを誓約させた上で、甲とSPCの間で本事業に係る事業契約の仮契約を締結するものとする。また、甲と資源化受託企業との間では[資源化処理／運送]委託契約を資源化処理業務開始までに締結する。

2 前項の定めにかかわらず、名古屋市議会の議決を得る前までの期間に、乙のいずれかが次の各号所定のいずれかの事由に該当するとき、甲は、この協定を解除し、事業契約に関し、仮契約を締結せず、又は本契約を成立させないことができる。この場合において、当該事由が本事業の入札手続に関するものであるときは、乙は、甲の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の総額の100分の10に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる乙の損害賠償債務も連帯債務とする。

ただし、協力企業が本項の事由に該当する場合であって甲がその変更を認めた場合は、この限りでない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- (2) 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき
- (3) 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19財契第103号)に基づく排除措置を受けたとき。
- (4) 締結しているこの協定以外の事業契約等が甲より解除された場合

(準備行為)

第7条 事業契約等成立前であっても、乙は、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

2 乙は、事業契約等成立後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果をSPCに承継させるものとする。

(事業契約等の不調)

第8条 事由のいかんを問わず事業契約等が締結に至らなかった場合には、この協定に別段の定めがない限り、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結日を始期とし、SPCの設立後、甲とSPCを加えた乙と

の間で締結を予定する名古屋市北名古屋工場(仮称)整備運営事業 基本契約(以下「基本契約」という。)の締結日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、基本契約及び事業契約等が締結に至らなかった場合には、基本契約及び事業契約等の締結不調が確定した日をもってこの協定は終了するものとする。ただし、この協定の終了後も、前条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(この協定の解除)

第10条 前条の定めにかかわらず、基本契約の締結前に、乙のいずれかが次のいずれかの事由に該当する場合、甲は、代表企業に書面で通知することにより、この協定を解除することができる。

- (1) この協定のいずれかの規定に違反した場合において、甲が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の是正を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が是正されない場合
 - (2) 事業契約又は[資源化/運送]委託契約が締結に至らなかった場合
- 2 前項各号のいずれかに該当する場合において、甲が別途請求したときは、乙は、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の総額の100分の10に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがある場合には、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる乙の損害賠償債務も連帯債務とする。
- 3 前項の定めにかかわらず、甲は、事業契約の定めるところに従ってSPCが違約金の支払を行った場合には、前項に基づく違約金の支払を乙に対し請求できないものとし、また、事業契約の定めるところに従ってSPCが甲の損害の一切を賠償した場合には、前項に基づく損害賠償を乙に対し請求できないものとする。

(秘密保持等)

第11条 甲及び乙は、この協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、この協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、この協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 甲及び乙がこの協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 本条第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 甲と乙につき守秘義務契約を締結した甲のアドバイザーに開示する場合

4 甲は、前三項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他甲の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 乙は、本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、甲の定める諸規定を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第12条 甲及び乙は、この協定に関して生じた当事者間の紛争について、名古屋地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(誠実協議)

第13条 この協定に定めのない事項について必要が生じた場合又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して定めるものとする。

(補則)

第14条 この協定は、基本契約の締結をもって効力を失う。

以上の証として、この協定書を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年__月__日

(甲) 名古屋市

契約事務受任者

名古屋市環境局長 西村 幸久 印

(乙) (代表企業)

[所在地]

[商 号]

(構成員)

[所在地]

[商 号]

(構成員)

[所在地]

[商 号]

(協力企業)

[所在地]

[商 号]

(協力企業)

[所在地]

[商 号]

(協力企業／資源化企業)

[所在地]

[商 号]

(協力企業／運送企業)

[所在地]

[商 号]